

## 第20号議案

ふじみ野市びん沼サッカー場条例の一部を改正する条例

ふじみ野市びん沼サッカー場条例（平成17年ふじみ野市条例第147号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

（利用料金の免除）

第9条 指定管理者は、公用に供し、又は災害その他市長が特別に認めたときは、前条に規定する利用料金を免除することができる。

第11条中「滅失した」を「滅失した」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

単位	利用時間	利用者区分	金額
1面	6時間	一般	円 2,000
		15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下「中学生以下」という。）	600

備考

- 1 中学生以下の利用者区分の適用は、中学生以下の者又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体が利用する場合でなければならない。
- 2 一般の利用者で、障害者手帳の交付を受けている者及びその介助人（1人に限る。）又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体が利用する場合の利用料金は、この表の金額に0.5を乗じて得た額とする。
- 3 ふじみ野市、富士見市若しくは入間郡三芳町に住所を有し、通勤し、若しくは通学している者又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体以外のものが利用する場合の利用料金は、この表の金額に2を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月20日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

利用料金の減免規定を整備し、及び受益者負担の適正化を図るため、ふじみ野市びん沼サッカー場条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年

法律第67号) 第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。